

令和 7 年度 施策評価シート

基本目標	IV 安心して暮らせる「すみだ」をつくる
政 策	450 65歳健康寿命をのばし、誰ひとり取り残さない「健康長寿日本一のまち」をつくる
施 策	453 保健衛生における安全と安心を確保する
施策の 目標	健康危機管理体制が充実し、適切な情報の共有が行われることで、感染症や食品、医薬品、飲料水、化学物質、ペット等の動物に起因する健康被害にあうことなく、すべての区民が安全な生活環境で暮らしています。

1 基本計画における成果指標の状況

指標名	「身近なAED設置場所を知っている」区民の割合				
	基準年 (H28)	H29	H30	H31	R2
目 標	47.9%	—	—	—	60.0%
実 績	47.9%	—	—	—	39.5%
	R3	R4	R5	R6	R7
目 標	—	—	—	—	60.0%
実 績	—	—	—	—	

指標名	帰宅時と食事前どちらも手を洗っている割合（対象20歳以上）				
	基準年 (H28)	H29	H30	H31	R2
目 標	46.3%	—	—	—	80.0%
実 績	46.3%	—	—	—	48.4%
	R3	R4	R5	R6	R7
目 標	—	—	—	—	95.0%
実 績	—	—	—	56.3%	

2 目標と現状（実績）についての分析及び総事業費推移

指標の推移・施策の課題や問題点について記述	総事業費推移（千円）	
感染症対策では結核のほか、新興・再興感染症への対策強化が求められている。令和5年度に策定した墨田区感染症予防計画を基に、引き続き、感染拡大防止の対策が重要である。 食品営業施設では自主的な衛生管理の徹底を図るとともに、区民への積極的な食品に関する情報提供と意見交換を行っていく必要がある。また、大規模食中毒発生時への対応のための体制強化も必要である。	R4	1,268,425
	R5	1,345,291
	R6	1,854,594

3 施策の評価及び判断理由

評価	理由
B	感染症・生活環境・災害医療分野に関する公衆衛生対策を進め、区民の生活安全を確保することができた。

4 今後の施策の運営方針

	施策の戦略的方向性
○	（１） 優先的に資源投入を図る
●	（２） 現状維持とする
○	（３） 現状維持だが、より効率的な運営を図る
○	（４） 資源投入の縮小を図る
上記の判断理由	
感染症の発生予防には、事業の継続性とともに普及啓発が必要であるため、今後も持続的・計画的な施策推進が必要である。健康危機管理体制の強化のためには、一定レベルの監視指導と普及啓発の継続、危機事象発生時の初動が重要となることから、今後も計画的な施策推進が必要である。	
今後の具体的な方針	
感染症の発生とまん延防止、食品、医薬品、飲料水、化学物質等による健康被害の発生防止のため、重点監視の推進と区民への普及啓発を図る。	

5 この施策に係る事務事業

番号	事務事業名	主管課	決算額(A) (千円)	人コスト(B) (千円)	総事業費 (A+B) (千円)	評価結果
1	除細動器設置・管理費	保健計画課	8,929	1,831	10,760	現状維持
2	墨田区版健康経営支援事業費	保健計画課	210	3,662	3,872	現状維持
3	食品衛生監視経費	生活衛生課	11,110	126,325	137,435	現状維持
4	環境衛生監視経費	生活衛生課	929	52,178	53,107	現状維持
5	狂犬病予防対策費	生活衛生課	2,773	11,900	14,673	現状維持
6	ねずみ昆虫駆除対策費	生活衛生課	6,488	4,577	11,065	現状維持
7	医薬品等監視経費	生活衛生課	888	9,154	10,042	現状維持
8	公衆浴場衛生設備改善助成費	生活衛生課	5,100	915	6,015	現状維持
9	食品衛生自主管理推進経費	生活衛生課	1,235	1,831	3,066	現状維持
10	家庭用品監視経費	生活衛生課	506	1,831	2,337	現状維持
11	予防接種費	保健予防課	1,505,628	32,093	1,537,721	現状維持
12	新型インフルエンザ対策事業費	保健予防課	4,413	10,069	14,482	現状維持
13	エイズ対策費	保健予防課	1,985	11,909	13,894	現状維持
14	結核健康診断費	保健予防課	5,570	8,248	13,818	現状維持
15	環境保健事業費（保健予防課）	保健予防課	3,617	10,069	13,686	現状維持
16	肝炎ウイルス検査経費	保健予防課	6,785	1,835	8,620	現状維持

令和7年度 事務事業評価シート

No. 1

施 策	453 保健衛生における安全と安心を確保する					
事 業 名	除細動器設置・管理費					
主管課	保健計画課				電話番号（内線）	5608-6189
目 的	区民が、心室細動などによる突然の心停止に陥った場合の救急救命に備えることによる安全と安心を確保する。					
対 象 者	救命救急を要する区民					
根拠法令 関連計画	墨田区自動体外式除細動器(AED)貸出要領					
実施基準	区独自基準	実施方法	直営	人員体制・委託先	常勤2名	
事業内容	区施設等への自動体外式除細動器(AED)を設置し、区民の救命救急に備えるとともに、救命救急活動の充実を図る。					
経 過	開始年度	平成17年度			終了予定	
	平成16年8月に一般市民のAED使用が認められたことを受け、平成17年度から区民が心室細動などによる突然の心停止に陥った場合の救急救命に備え、区施設等にAEDの設置を開始した。平成21年度より、区民が参加する各種行事における健康危機管理に寄与するため、貸出し機を常備している。					
議会質問 の 状 況	【令和3年度区民福祉委員会（12月）】 AEDのコンビニエンスストアへの設置について 【令和5年度決算特別委員会（10月）】 広告付きAEDの設置について 【令和6年度定例会議会（9月）】 設置場所の検索機能の向上について、河川敷の複数台設置について 【令和6年度決算特別委員会（10月）】 設置場所の周知方法について					
そ の 他 特記事項						

予算・決算額推移（単位：千円）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
予算現額（令和7年度は当初予算）		9,850	10,706	6,756	9,562	9,921	9,928
A. 決算額（令和7年度は見込み）		9,775	10,268	6,749	7,761	8,929	9,928
財 源	国	0	0	0	0	0	0
	都	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0
一般財源		9,775	10,268	6,749	7,761	8,929	9,928
執行率（％）		99.24％	95.91％	99.9％	81.17％	90％	100％
B. 人コスト		1,764	1,759	1,636	1,702	1,831	
総事業費（A+B）		11,539	12,027	8,385	9,463	10,760	
予算書P（令和7年度）		p177-9		執行実績報告書P（令和6年度）		124-9	

主な予算・決算の内訳（単位：千円）					
令和５年度（決算）		令和６年度（決算）		令和７年度（当初予算）	
節	金額	節	金額	節	金額
使用料及び賃借料	7,758	使用料及び賃借料	8,604	使用料及び賃借料	7,320
需用費	3	需用費	254	負担金補助及び交付金	1,348
		委託料	72	需用費	1,019
				委託料	241
概 要		概 要		概 要	
使用料及び賃借料：リース費用 需用費：交換部品		使用料及び賃借料：リース費用 需用費：交換部品 委託料：リモート監視システム		使用料及び賃借料：リース費用 負担金補助及び交付金：再リース用修理 需用費：交換部品 委託料：リモート監視システム	

事業の成果	手段に対する指標 (活動指標)	指標	イベント等へのAED貸出件数				単位	件
		最終目標値	目標年度	基準年 (H28)	H29	H30	H31	
		40	令和７年度	目標	30	30	30	30
				実績	27	36	26	28
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	30	30	30	30	40	40
		実績	3	5	34	32	32	
		指標の選定理由及び目標値の理由						
		イベントにおけるAED設置の必要性や貸出件数を把握することは認知度の指標が実績となるため。						
	目的に対する指標 (成果指標)	指標	区施設のAED設置数				単位	台
		最終目標値	目標年度	基準年 (H28)	H29	H30	H31	
		119	令和７年度	目標	119	119	119	119
				実績	112	117	118	119
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	119	119	119	119	119	119
		実績	118	119	125	125	154	
		指標の選定理由及び目標値の理由						
		AEDの設置を指標とすることは、区民をはじめとした施設利用者に対する安心・安全の確保につながるため。						

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	区施設への設置に必要な台数については、必要数は確保している。24時間利用可能な設置場所については、民間施設等の設置状況、日本救急医療財団のAEDマップを活用しながら、区民に対してより一層周知していく。

課題・問題点
・24時間利用できるAEDの設置場所の確保とAEDの設置場所を区民に効果的に周知する方法の工夫が必要である。

令和7年度 事務事業評価シート

No. 2

施 策	453 保健衛生における安全と安心を確保する					
事 業 名	墨田区版健康経営支援事業費					
主管課	保健計画課				電話番号（内線）	5607-1305
目 的	健康経営は、「従業員の健康が会社の生産性向上を高める」という考えのもと、経済産業省等が顕彰制度等の取り組みを行っているが、本区は、中小企業が多く集積している特性があるため、地域特性に合った健康経営の支援及び推進を図る。					
対 象 者	墨田区内事業所					
根拠法令 関連計画	地域保健法、健康増進法、地域・職域連携推進ガイドライン、すみだ健康づくり総合計画					
実施基準	区独自基準	実施方法	直営	人員体制・委託先	常勤2人	
事業内容	（1）墨田区「健康経営支援検討会」の設置 墨田区版健康経営の事業内容や進捗等について検証する。また、墨田区版から国の認定制度へのステップアップができるように支援体制の整備等を行うため、地域及び職域等の関係者による検討会を開催する。 （2）すみだ健康づくりチャレンジ宣言の推進 チャレンジ宣言をした中小企業等の事業者が、大企業のような福利厚生を受けられるようなインセンティブ制度の整備を行い、事業者が宣言をしやすいうに啓発を行う。また、「すみだ健康経営顕彰制度」を設け、事業者の取組状況に応じた顕彰を行い、健康経営の取組みを推進する。 （3）区内企業向け講演会等の実施 健康経営についての講演会等を行い、すみだ健康づくりチャレンジ宣言企業を増やすことにつなげる。					
経 過	開始年度	令和4年度		終了予定		
	健康増進法第3条及び第5条において、国民の健康増進の推進に関する国や地方公共団体の責務や関係機関との連携について、努力義務が定められている。当該法律に基づき、経済産業省や健康保険組合連合会東京連合会などは、健康経営の取り組みを推進するための登録制度を設けているが、企業体力のある事業者中心の取組となっている。そこで、中小零細企業が多く集積する本区の特徴を踏まえ、自治体SDGsモデル事業として、本事業を展開するに至った。 令和4年度に健康経営支援検討会を設置・開催し、墨田区版健康経営支援事業のスキームを構築し、令和5年度より開始した。 令和5年度は「すみだ健康経営顕彰制度」を設け応募のあった5企業を顕彰した。					
議会質問 の 状 況	【令和5年度決算特別委員会】健康経営支援事業の内容等について					
そ の 他 特記事項						

予算・決算額推移（単位：千円）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
予算現額（令和7年度は当初予算）		0	0	1,524	1,089	993	727
A. 決算額（令和7年度は見込み）		0	0	500	281	210	727
財 源	国	0	0	0	0	0	0
	都	0	0	0	0	0	388
	その他	0	0	0	0	0	0
一般財源		0	0	500	281	210	339
執行率（％）		－％	－％	32.81％	25.8％	21.15％	100％
B. 人コスト		0	0	4,090	7,661	3,662	
総事業費（A+B）		0	0	4,590	7,942	3,872	
予算書P（令和7年度）		p189-11		執行実績報告書P（令和6年度）		134-11	

主な予算・決算の内訳（単位：千円）					
令和５年度（決算）		令和６年度（決算）		令和７年度（当初予算）	
節	金額	節	金額	節	金額
需用費	198	需用費	165	報償費	299
報償費	79	報償費	42	需用費	284
役務費	43	役務費	3	役務費	91
				使用料及び賃借料	53
概 要		概 要		概 要	
需用費：ステッカー作成費 報償費：検討会講師謝礼 役務費：会議開催通知の郵便		需用費：リーフレット作成費 報償費：検討会講師謝礼 役務費：会議開催通知の郵便		報償費：検討会等講師謝礼 需用費：リーフレット等作成費 役務費：会議等開催通知の郵便 使用料及び賃借料：講演会等会場使用料	

事業の成果	手段に対する指標 (活動指標)	指標	区の企業向け講演会等への参加人数				単位	人
		最終目標値	目標年度	基準年 (H28)	H29	H30	H31	
		100	令和７年度	目標	—	—	—	—
				実績	—	—	—	—
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	—	—	—	100	100	100
		実績	—	—	—	70	65	
		指標の選定理由及び目標値の理由						
		健康経営に関する企業向け講演会等への参加人数を知ること、健康経営支援事業の広がりを知ることができるため。						
	目的に対する指標 (成果指標)	指標	すみだ健康チャレンジ宣言実施企業数				単位	社
		最終目標値	目標年度	基準年 (H28)	H29	H30	H31	
		100	令和７年度	目標	—	—	—	—
				実績	—	—	—	—
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	—	—	0	20	60	100
		実績	—	—	0	18	19	
		指標の選定理由及び目標値の理由						
		参加企業数の増加は事業の啓発の指標となりうるため。すみだ健康づくり総合計画（後期）の指標となっている。						

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	周知に力を入れ、本事業の認知度を向上させることで、健康チャレンジ宣言を行う企業数の増加を図る。

課題・問題点
事業の認知度を上げていく必要がある。

令和7年度 事務事業評価シート

No. 3

施 策	453 保健衛生における安全と安心を確保する				
事 業 名	食品衛生監視経費				
主管課	生活衛生課			電話番号（内線）	5608-6943
目 的	飲食に起因する衛生上の危害の発生が未然に防止されており、区民の食に対する安心感が醸成されている。				
対 象 者	食品等事業者及び区内で飲食する区民・来街者				
根拠法令 関連計画	食品衛生法、東京都ふぐの取扱い規則条例、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律、食品表示法、健康増進法、墨田区食品衛生監視指導計画				
実施基準	法令基準	実施方法	一部委託	人員体制・委託先	常勤14名、委託先：健康安全研究センター等
事業内容	食品等事業者（飲食店営業、食品製造業、食品販売業等）に対し、営業許可等の事務を行う。また、食品取扱上の衛生指導や、不良食品等の取締りを行い、食中毒発生を防止する。 食品表示に関する区内事業者や区民からの問い合わせに迅速・丁寧に対応する。				
経 過	開始年度	昭和50年度			終了予定
	昭和50年度 東京都から区へ事務移管 平成3年度 食鳥検査法施行 平成16年度 墨田区食品衛生監視指導計画策定（毎年度更新） 平成27年度 食品表示法施行 平成30年度 「食品表示の相談と監視指導」事業と「食品衛生検査（保健予防）」事業が本事業に統合された。 令和3年度 改正食品衛生法の完全施行（営業許可制度の見直し、HACCPの制度化等）				
議会質問 の 状 況	令和3年3月区民福祉委員会「HACCPの周知について」 令和3年11月決算特別委員会「検査技術の承継について」 令和4年2月定例議会「検査業務の外部委託の見直しについて」 令和5年11月定例議会「食品衛生監視の実施状況、食中毒予防の取組について」				
そ の 他 特記事項	特別区では、夏期対策・歳末対策等の実施時期・内容について、東京都と足並みをそろえて実施する。				

予算・決算額推移（単位：千円）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
予算現額（令和7年度は当初予算）		11,743	11,140	11,477	12,095	13,625	13,765
A. 決算額（令和7年度は見込み）		6,558	6,908	8,672	11,569	11,110	13,765
財 源	国	0	0	0	0	0	0
	都	0	0	0	0	0	0
	その他	6,558	6,908	8,672	11,569	11,110	12,685
一般財源		0	0	0	0	0	1,080
執行率（％）		55.85％	62.01％	75.56％	95.65％	81.54％	100％
B. 人コスト		130,566	130,181	112,870	117,466	126,325	
総事業費（A+B）		137,124	137,089	121,542	129,035	137,435	
予算書P（令和7年度）		P189 1-1		執行実績報告書P（令和6年度）		P139-1	

主な予算・決算の内訳（単位：千円）					
令和5年度（決算）		令和6年度（決算）		令和7年度（当初予算）	
節	金額	節	金額	節	金額
委託料	8,799	委託料	7,293	委託料	10,390
需用費	1,184	需用費	2,196	需用費	2,399
報償費	143	報償費	151	報償費	210
概 要		概 要		概 要	

事業の成果	手段に対する指標 (活動指標)	指標	食品等事業者施設監視指導件数				単位	件
		最終目標値	目標年度		基準年 (H28)	H29	H30	H31
		3,000	令和7年度	目標	8,000	7,000	6,500	6,500
				実績	6,620	5,880	5,916	5,753
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	6,500	5,000	5,000	3,000	3,000	3,000
		実績	3,757	2,691	2,881	2,875	2,512	
		指標の選定理由及び目標値の理由						
		活動指標として食品衛生監視員による施設監視件数が最適である。目標値は区内の営業施設数と業種に応じた年間目標監視件数を乗じて設定した。令和3年6月から法改正に伴い目標値を変更した。						
事業の成果	目的に対する指標 (成果指標)	指標	食中毒発生件数				単位	件
		最終目標値	目標年度		基準年 (H28)	H29	H30	H31
		0	令和7年度	目標	0	0	0	0
				実績	4	4	4	6
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	0	0	0	0	0	0
		実績	5	2	0	3	2	
		指標の選定理由及び目標値の理由						
		本事業の目的から設定している。区内の食中毒の発生件数は低位で推移しており、目標値は毎年0とする。						

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	法令等に基づく事業として健康被害防止対策は順調に進められており、区内の食中毒発生件数は低位で推移しているが、食肉の生又は加熱不十分な料理やアニサキスによる食中毒の危険性について普及啓発に取り組むほか、令和3年度から義務化となっているHACCPに沿った衛生管理の実施・定着に向け、事業者に対し監視指導を実施する。

課題・問題点
令和3年度の改正食品衛生法の完全施行を受け、食品等事業者にはHACCPに沿った衛生管理を定着させていくが、特に小規模事業者への助言・指導を進める必要がある。合わせて、新許可制度・届出制度について、事業者には周知していく必要がある。検査業務については委託を継続するが、大規模食中毒発生時の危機管理体制を強化するため、研修の受講や実習を通じて職員の検査技術の維持・向上を図る。

令和7年度 補助金評価シート

No. 3

補助金名	食品衛生協会自治指導事業助成		
主管課	生活衛生課	電話番号（内線）	5608-6943
根拠法令	墨田区保健衛生事業補助金交付要綱		
補助概要	食品衛生関係法令等の対象となる営業者の組織する協会に対し、要綱に基づき防疫事業及び衛生教育事業等に対して補助金を交付している。		
目的	法令等の趣旨に基づく食品衛生の向上を目的として自主的保健衛生活動を助長し、もって区民生活の安全に寄与する。		
対象	墨田区食品衛生協会		
基準	区独自基準		
補助条件	補助対象事業 ・薬剤配布、検便の実施 ・食品衛生街頭相談の実施 ・食品衛生責任者実務講習会の実施 ・食品衛生優良施設表彰式の実施 ・墨田区食品衛生協会ホームページの管理 ・その他、防疫事業又は衛生教育事業等に係る経費		
経過	開始年度	平成16年度	終了予定
	交付対象の団体は、平成15年度までは2団体で、平成16年度からは統合されて1団体となった。 平成16年度～平成19年度 640,000円 平成20年度～令和6年度 750,000円		
議会質問の状況	なし		
その他特記事項	（他区の状況・年間スケジュール・関連部署等） 令和7年度 16/22区で実施予定（同様の対象事業を委託している3区を含む）		

予算・決算額推移（単位：千円）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
予算現額（令和7年度は当初予算）		750	750	750	750	750	750
A. 決算額（令和7年度は見込み）		750	750	750	750	750	750
財源	国	0	0	0	0	0	0
	都	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0
一般財源		750	750	750	750	750	750
執行率（％）		100％	100％	100％	100％	100％	100％

補助金の 成 果	手 段 に 対する指標 (活動指標)	指 標	食品衛生責任者実務講習会参加者数				単 位	人
		最終目標値	目標年度		基準年 (H28)	H29	H30	H31
		460	令和 7 年度	目標	400	430	430	430
				実績	396	332	332	0
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	430	460	460	460	460	460
		実績	50	0	147	152	150	
		指標の選定理由及び目標値の理由						
		営業施設の衛生責任者としての自覚を促すとともに、自主衛生管理の普及啓発を行うことが営業施設に起因する事故防止につながるため。目標値は、近年の参加者数を基準に設定した。						
	目 的 に 対する指標 (成果指標)	指 標	食中毒発生件数				単 位	件
		最終目標値	目標年度		基準年 (H28)	H29	H30	H31
		0	令和 7 年度	目標	0	0	0	0
				実績	4	4	4	0
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	0	0	0	0	0	0
		実績	5	2	0	3	2	
		指標の選定理由及び目標値の理由						
		本事業は、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、区民の健康の保護を図ることが最大の目的である。区内の食中毒の発生件数は低位で推移しており、目標値は0とする。						

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	墨田区食品衛生協会の自治指導員による、飲食店等のHACCP実施状況の確認などの活動は、健康づくり総合計画における「自主管理の推進」施策と直接結びついており、今後も継続する。

課題・問題点
新型コロナウイルスの感染症法上の分類が5類に移行され、飲食店関係のイベント等もコロナ禍前に戻っている。令和5年度から、食品衛生実務講習会も以前の規模で開催したが、参加者数は伸び悩んだ。今後新型コロナウイルス感染症の影響で受講できていない者を含め、受講対象者への周知を徹底し、積極的な受講を促す。

令和7年度 事務事業評価シート

No. 4

施 策	453 保健衛生における安全と安心を確保する				
事 業 名	環境衛生監視経費				
主管課	生活衛生課			電話番号（内線）	5608-6939
目 的	環境衛生関係施設において営業者が適正管理をすることにより、利用者の健康管理を未然に防止する。				
対 象 者	環境衛生関係施設の営業者、従事者及び利用者				
根拠法令 関連計画	理容師法、美容師法、クリーニング業法、公衆浴場法、興行場法、旅館業法、水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、化製場等に関する法律、東京都動植物質原料の運搬等に関する条例、墨田区プールに関する条例、住宅宿泊事業法等				
実施基準	法令基準	実施方法	一部委託	人員体制・委託先	常勤 8名・委託先：(株)江東微生物研究所
事業内容	環境衛生関係施設の許認可事務及びこれらの施設の衛生水準を確保するための監視指導を実施する。衛生水準の指標として、空気環境及び水質等の理化学検査を実施する。 また、施設の営業者に対する普及啓発を行い、衛生意識の向上を図る。				
経 過	開始年度	昭和50年度		終了予定	
	・昭和50年度 東京都から事務移管 ・平成12年度 法に基づく許可が区の自治事務へ ・平成12年度 特定建築物の対象が1万平方メートルまでに拡大 ・平成24年度 東京都から営業施設の構造設備基準等に関する条例制定の権限移譲 ・平成28年度 理化学検査の一部外部委託開始 ・平成29年度 住宅宿泊事業法の施行に合わせ、「住宅宿泊事業の実施運営に関するガイドライン」の運用開始 ・平成30年度 旅館業法施行令の改正による旅館業許可基準の緩和 ・令和6年度 近隣住民への事前周知強化、ごみ排出方法の事前相談について、改正住宅宿泊事業の実施運営に関するガイドラインの運用開始				
議会質問 の 状 況	令和元年度9月議会 改正旅館業法及び住宅宿泊事業法施行から1年余り経過した現在の課題と今後の展望について 令和2年度11月議会 旅館業法と建築基準法の関係について 令和4年度2月議会 旅館業及び住宅宿泊事業の管理運営について 令和5年度2月議会 民泊が増加する中で区民の良好な住環境の確保について 令和6年度9月議会 民泊について、民泊の現状把握について、民泊の上乗せ条例の是非について、区内で増加する民泊への対策について				
そ の 他 特記事項	平成24年度から各区が条例により独自規制を行っているが、他区との定期的な情報交換は継続して行っている。				

予算・決算額推移（単位：千円）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
予算現額（令和7年度は当初予算）		1,884	1,203	1,503	1,526	1,538	5,108
A. 決算額（令和7年度は見込み）		1,058	949	1,044	933	929	5,108
財 源	国	0	0	0	0	0	0
	都	0	0	0	0	0	0
	その他	1,058	949	1,044	933	929	1,331
一般財源		0	0	0	0	0	3,777
執行率（％）		56.16％	78.89％	69.46％	61.14％	60.4％	100％
B. 人コスト		38,817	35,184	29,444	46,816	52,178	
総事業費（A+B）		39,875	36,133	30,488	47,749	53,107	
予算書P（令和7年度）		p190-2		執行実績報告書P（令和6年度）		P140-2	

主な予算・決算の内訳（単位：千円）					
令和5年度（決算）		令和6年度（決算）		令和7年度（当初予算）	
節	金額	節	金額	節	金額
委託料	423	委託料	342	報酬	2,689
負担金補助及び交付金	320	負担金補助及び交付金	320	委託料	941
需用費	190	需用費	267	職員手当等	790
				需用費	408
				役務費	280
概 要		概 要		概 要	
環境衛生検査委託費用、検査用品等購入費用、環境衛生協会自治指導事業助成費		環境衛生検査委託費用、検査用品等購入費用、環境衛生協会自治指導事業助成費		旅館住宅宿泊施設調査員人件費、環境衛生検査委託費用、検査用品等購入費用	

事業の 成 果	手 段 に 対する指標 (活動指標)	指 標	各施設から採取する衛生検査の検体数				単 位	件
		最終目標値	目標年度		基準年 (H28)	H29	H30	H31
		300	令和 7 年度	目標	300	300	300	300
				実績	300	285	293	256
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	300	300	300	300	300	300
		実績	144	220	241	272	168	
		指標の選定理由及び目標値の理由						
		法に基づく営業施設の適正管理等が維持されているかを確認するための監視活動指標である。また、実績から目標値から設定した。						
	目 的 に 対する指標 (成果指標)	指 標	区内営業施設が原因のレジオネラ症患者発生数				単 位	人
		最終目標値	目標年度		基準年 (H28)	H29	H30	H31
		0	令和 7 年度	目標	0	0	0	0
				実績	0	0	0	0
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0	0	0	
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	不適正な維持管理を未然に防止させ、重篤な健康被害を生じさせないようにすることが目的であるため。							

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	健康被害防止のための監視制度は、法制度の骨格として重要な位置を占めている。本事業は、法令で定められた区が実施すべき事業である。大きな健康被害の発生は未然に防止され、生活衛生の安全は確保されている。法改正や社会的状況の変化に応じ、事業内容を適宜見直していく必要がある。

課題・問題点
旅館業及び住宅宿泊事業の施設数が急増しており、近隣住民の生活環境に悪影響を与えているおそれのある事例が散見され、不安の声も多く寄せられている。規制強化が求められているため、令和7年度に規制のあり方について検討を進める。 また、環境衛生関係施設における衛生的な維持管理技術が時代とともに高度化・多様化しており、監視員の資質向上とさらなる人材育成が求められる。

令和7年度 補助金評価シート

No. 4

補助金名	環境衛生協会自治指導事業助成		
主管課	生活衛生課	電話番号（内線）	5608-6939
根拠法令	墨田区保健衛生事業補助金交付要綱		
補助概要	環境衛生関係法令等の対象となる営業者の組織する協会に対し、要綱に基づき防疫事業及び衛生教育事業に対して補助金を交付している。		
目的	法令等の趣旨に基づく環境衛生の向上を目的とした自主的保健衛生活動を助長することで、区民生活の安定に寄与している。		
対象	墨田区環境衛生協会		
基準	区独自基準		
補助条件	補助金対象事業 ・環境衛生優良施設表彰式の実施 ・親子アタマジラミ予防教室の実施 ・東京都環境衛生協会「環境フェスティバル」の実施 ・「ポイ捨て撲滅」キャンペーンの実施 ・墨田区環境衛生協会研修会の実施 ・自治指導員活動衛生巡回指導の実施 ・その他、防疫事業又は衛生教育事業		
経過	開始年度	昭和54年度	終了予定
	（補助金額の経緯） 交付対象の団体は、平成18年度までは2団体で、平成19年度からは統合されて1団体となった。 平成元年度 120,000×2 平成7～9年度 200,000×2 平成10年度 190,000×2 平成11年度 180,000×2 平成12～18年度 160,000×2 平成19年度～ 320,000		
議会質問の状況	特に無し		
その他特記事項	令和5年度時点 12/23区で実施		

予算・決算額推移（単位：千円）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
予算現額（令和7年度は当初予算）		320	320	320	320	320	320
A. 決算額（令和7年度は見込み）		320	320	320	320	320	320
財源	国	0	0	0	0	0	0
	都	0	0	0	0	0	0
	その他	320	320	320	320	320	0
一般財源		0	0	0	0	0	320
執行率（％）		100％	100％	100％	100％	100％	100％

補助金の 成 果	手 段 に 対する指標 (活動指標)	指 標	環境衛生協会全体講習会参加者数				単 位	人
		最終目標値	目標年度		基準年 (H28)	H29	H30	H31
		150	令和 7 年度	目標	110	110	110	110
				実績	93	100	77	72
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	130	130	130	130	130	150
		実績	0	0	42	45	37	
		指標の選定理由及び目標値の理由						
		営業施設の衛生責任者としての自覚を促すとともに、自主衛生管理の普及啓発を行うことが営業施設に起因する事故防止につながるため。目標値は会員の7割参加を目指して設定した。						
	目 的 に 対する指標 (成果指標)	指 標	営業施設に起因する危害発生件数				単 位	件
		最終目標値	目標年度		基準年 (H28)	H29	H30	H31
		0	令和 7 年度	目標	0	0	0	0
				実績	0	0	0	0
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0	0	0	
		指標の選定理由及び目標値の理由						
		本事業は、施設経営者の自主的な保健衛生活動を助長し、施設に起因する衛生上の危害の発生を防止し、区民生活の安定を図ることが目的であるため。危害防止の観点から目標値は0とした。						

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	自主的保健衛生活動と区民生活の安定に寄与するために運用されており、現状維持のまま継続する。

課題・問題点
地域の環境衛生水準の維持・向上のためには、環境衛生協会との連携を密にし、自主的な保健衛生活動へのサポートを継続していく必要がある。

令和7年度 事務事業評価シート

No. 5

施 策	453 保健衛生における安全と安心を確保する					
事 業 名	狂犬病予防対策費					
主管課	生活衛生課				電話番号（内線）	5608-6939
目 的	犬登録推進狂犬病予防注射実施率向上 動物由来感染症予防蔓延防止 動物愛護普及啓発による共生社会の実現					
対 象 者	区民					
根拠法令 関連計画	狂犬病予防法 動物の愛護及び管理に関する法律					
実施基準	法令基準	実施方法	一部委託	人員体制・委託先	常勤12 会計年度任用1・秋永動物病院ほか	
事業内容	・ 狂犬病予防法に基づく事務及び飼い犬の狂犬病予防注射の実施率向上のための啓発 ・ ペットに起因する動物由来感染症の予防とまん延防止の普及啓発 ・ 写真展の開催等による動物愛護の普及啓発 ・ 動物飼養者の適正管理の普及啓発 ・ 飼い主のいない猫による生活環境悪化防止のための減数対策					
経 過	開始年度	昭和50年度			終了予定	
	・ 昭和50年 東京都からの事務移管により実施 ・ 平成11年度から犬のしつけ方教室を実施 ・ 平成18年7月 飼い主のいない猫の繁殖抑制のため、飼い主のいない猫不妊手術等費用助成を開始 ・ 令和2年4月 飼い主のいない猫不妊手術等費用助成を町会・自治会に対して拡充					
議会質問 の 状 況	・ 飼い主のいない猫の不妊手術等費用助成に関して、助成額の引き上げと、東京都の包括補助事業への申請を行うことについて陳情があり、令和元年9月に採択された。 ・ 令和4年決算特別委員会 区のボランティア団体への支援について ・ 令和5年度2月議会 ペットの防災について、ペットとの同行避難について					
そ の 他 特記事項	狂犬病については、現在、国内での感染は発生していないものの、近隣国ではまん延し続けており、海外で感染後に国内で発症し死亡する事例も出ている重篤な感染症である。犬の登録と狂犬病予防注射は法で飼い主の義務として規定されている。また、動物の適正管理の普及啓発は地域の実情とのバランスも重要である。 なお、令和4年6月から、動物の愛護と管理に関する法律によるマイクロチップの装着と情報登録をした犬は、狂犬病予防法による区への犬の登録申請をしたものとみなされ、その分の犬の登録手数料が減収となった。					

予算・決算額推移（単位：千円）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
予算現額（令和7年度は当初予算）		4,248	3,997	4,185	4,706	4,927	3,639
A. 決算額（令和7年度は見込み）		3,239	2,692	3,076	3,871	2,773	3,639
財 源	国	0	0	0	0	0	0
	都	949	686	878	853	539	591
	その他	5,255	5,523	4,325	3,680	3,739	2,457
一般財源		△2,965	△3,517	△2,127	△662	△1,505	591
執行率（％）		76.25％	67.35％	73.5％	82.26％	56.28％	100％
B. 人コスト		22,055	21,990	13,904	11,917	11,900	
総事業費（A+B）		25,294	24,682	16,980	15,788	14,673	
予算書P（令和7年度）		P189 2-1, 2		執行実績報告書P（令和6年度）		P140-1	

主な予算・決算の内訳（単位：千円）					
令和5年度（決算）		令和6年度（決算）		令和7年度（当初予算）	
節	金額	節	金額	節	金額
負担金補助及び交付金	2,281	負担金補助及び交付金	1,030	需用費	2,400
役務費	785	役務費	955	役務費	1,084
需用費	748	需用費	633	委託料	97
				報償費	50
				使用料及び賃借料	8
概 要		概 要		概 要	
犬鑑札・パンフレット等の印刷 狂犬病予防注射通知等郵送 飼い主のいない猫不妊手術等費用助成		犬鑑札・啓発ポスター・リーフレット等の印刷 狂犬病予防注射通知等郵送 飼い主のいない猫不妊手術等費用助成		犬のしつけ方教室講師謝礼 犬鑑札・啓発ポスター・リーフレット等の印刷 狂犬病予防注射通知等郵送	

事業の成果	手段に対する指標 (活動指標)	指標	狂犬病予防注射済票交付率				単位	%
		最終目標値	目標年度	基準年 (H28)	H29	H30	H31	
		80	令和7年度	目標	80	80	80	80
				実績	77	77	77	75
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	80	80	80	80	80	80
		実績	69	73	69	68	70	
		指標の選定理由及び目標値の理由						
		国内での狂犬病発生時にまん延防止が可能となる接種率を維持することが必要なため。まん延防止として、飼い犬の70%の予防接種率が求められていることから設定した。						
事業の成果	目的に対する指標 (成果指標)	指標	狂犬病等のペットに起因する重篤な感染症発生件数				単位	件
		最終目標値	目標年度	基準年 (H28)	H29	H30	H31	
		0	令和7年度	目標	0	0	0	0
				実績	0	0	0	0
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0	0	0	
		指標の選定理由及び目標値の理由						
		狂犬病をはじめとした動物由来感染症の予防とまん延防止が法の目的のため。						

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	法改正や社会状況の変化がない限り事業内容の大きな変更はなく、引き続き狂犬病予防注射の接種率向上に努めていく。

課題・問題点
令和4年6月から、改正動物愛護管理法の施行に伴い、販売される犬猫へのマイクロチップ装着及び情報登録が義務化され、その犬の情報が区に通知されて狂犬病予防法に基づく犬の登録申請をしたものとみなされることとなった。潜在的な未登録犬は減少したと思われるが、さらに狂犬病予防注射率の接種率向上をさせる必要がある。

令和 7 年度 補助金評価シート

No. 5

補助金名	飼い主のいない猫不妊等手術費用助成		
主管課	生活衛生課	電話番号（内線）	5608-6939
根拠法令	墨田区飼い主のいない猫の不妊手術等費用助成事業実施要綱		
補助概要	飼い主のいない猫の繁殖を抑制し、生活環境への被害や迷惑を未然に防止しながら、良好な生活環境の保持及び人と動物との調和のとれた社会の実現を目指す地域の自主的活動の支援のため、要綱に基づき区内に生息する飼い主のいない猫の不妊・去勢手術の費用の一部を助成する。		
目的	良好な生活環境の保持及び動物愛護思想の普及を図るとともに、区民の地域活動を支援し、人と動物の調和のとれた共生社会の実現を目指す。		
対象	区内に生息する飼い主のいない猫に不妊去勢手術を受けさせる町会、自治会または区民		
基準	区独自基準		
補助条件	・区内に生息する飼い主のいない猫に、区内で開業する獣医師により不妊手術等を受けさせた場合、次のとおり費用を助成する。 町会・自治会の場合 オス猫11,000円、メス猫22,000円を上限に手術費用を助成 区民の場合 オス猫 6,000円、メス猫12,000円を上限に手術費用の11分の6を助成		
経過	開始年度	平成18年度	終了予定
	墨田区飼い主のいない猫の不妊手術等費用助成事業実施要綱に基づき、平成18年7月より実施。 予算額は当初250万円であったが、申請数・実施率が上昇し、平成22年度までに360万円まで増額。その後、手術する猫は減少傾向にあり、平成26年度から予算も減額している。飼い主のいない猫が減ってきていると考えられる。 令和2年度から、さらなる飼い主のいない猫対策と地域での取り組みを推進するため、町会・自治会での取り組みについての助成額を大きく増額した。		
議会質問の状況	・飼い主のいない猫の不妊手術等費用助成に関して、助成額の引き上げと、東京都の包括補助事業への申請を行うことについて陳情があり、令和元年9月に採択された。		
その他特記事項	良好な生活環境保持と動物愛護の双方の視点から、全国的にも主流となっている手法である。 平成25年度より、猫の不妊手術等に関する助成事業を23区全区において実施している。		

予算・決算額推移（単位：千円）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
予算現額（令和7年度は当初予算）		2,200	2,275	2,255	2,550	2,550	2,030
A. 決算額（令和7年度は見込み）		1,519	1,287	1,655	2,281	1,030	2,030
財 源	国	0	0	0	0	0	0
	都	756	643	827	853	539	1,082
	その他	0	0	0	0	0	0
一般財源		763	644	828	1,428	491	948
執行率（％）		69.05 %	56.57 %	73.39 %	89.45 %	40.39 %	100 %

補助金の 成 果	手 段 に 対する指標 (活動指標)	指 標	助成金を受けて取り組んでいる場所				単 位	箇所
		最終目標値	目標年度		基準年 (H28)	H29	H30	H31
		800	令和 7 年度	目標	550	590	630	660
				実績	532	567	603	635
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	690	720	740	760	780	800
		実績	666	687	720	760	775	
		指標の選定理由及び目標値の理由						
		飼い主のいない猫の対応方法が広く周知されることで、助成金を活用した地域における自主対策の取組状況を把握する。目標値はこれまでの実績から設定。						
		指 標	飼い主のいない猫による生活環境悪化に関する苦情件数				単 位	件
	目 的 に 対する指標 (成果指標)	最終目標値	目標年度		基準年 (H28)	H29	H30	H31
		35	令和 7 年度	目標	50	50	50	45
				実績	74	59	81	68
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	45	45	40	40	40	35
		実績	60	49	46	44	24	
		指標の選定理由及び目標値の理由						
		飼い主のいない猫に対する自主的対策により、苦情を訴える区民が減少し、人と動物の調和のとれた生活環境が保持されていると判断する。過去の実績値と活動指標を参考に目標値を設定。						

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	良好な生活環境保持と動物愛護の双方の視点から、全国的にも主流となっている本助成制度は広く認知されてきており、継続していく必要がある。

課題・問題点
不妊去勢手術によって飼い主のいない猫の繁殖を抑えることは重要である。しかし、現状では地域での理解が得られずトラブルになるケースもある。 区民が飼い主のいない猫による生活環境被害を地域の環境問題ととらえて、地域における自主的かつ主体的な活動として対策に取り組んでいくことが重要である。

令和7年度 事務事業評価シート

No. 6

施 策	453 保健衛生における安全と安心を確保する					
事 業 名	ねずみ昆虫駆除対策費					
主管課	生活衛生課				電話番号（内線）	5608-6939
目 的	感染症を媒介する可能性のあるねずみ、昆虫の発生予防と環境防除について普及啓発を行うことで、健康被害を防止し安全な生活環境が確保できている。					
対 象 者	区内居住者及び滞在者					
根拠法令 関連計画	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 地域保健法					
実施基準	法令基準	実施方法	一部委託	人員体制・委託先	常勤8・公益社団法人墨田区シルバー人材センター	
事業内容	・ねずみの防除方法 物理的環境防除を中心に具体的方策を周知徹底する。 ・蚊の発生予防 平常時の蚊の発生予防対策について周知する。ボウフラの発生源対策として区内の雨水マスへ薬剤を投入する。 ・その他の害虫への対処 区民に対し相談業務を行い、健康影響を考慮し過剰に薬剤を使用しないよう効果的な防除方法を周知する。 ・蚊のサーベイランス 平成27年度から感染症媒介蚊のサーベイランスを実施（区立公園2か所）					
経 過	開始年度	平成12年度			終了予定	
	昭和40年 東京都から事務移管（区民部区民課保健係が所管） ※昭和22年の墨田区発足以降、事務移管までの期間もねずみ昆虫駆除業務は区で実施 平成12年度 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に伴い所管となった。 平成15年度以降 ボウフラ発生源対策として、雨水マスへの薬剤投入を委託している。					
議会質問 の 状 況						
そ の 他 特記事項	感染症媒介生物を起因とした感染症発生時には広域での対応が必要になるため、特別区と東京都との間で密に情報交換を行っている。					

予算・決算額推移（単位：千円）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
予算現額（令和7年度は当初予算）		6,175	6,158	6,545	6,498	6,679	6,834
A. 決算額（令和7年度は見込み）		5,833	5,789	6,044	6,357	6,488	0
財 源	国	0	0	0	0	0	0
	都	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700
	その他	0	0	0	0	0	0
一般財源		3,133	3,089	3,344	3,657	3,788	4,134
執行率（％）		94.46％	94.01％	92.35％	97.83％	97.14％	-％
B. 人コスト		3,529	3,518	3,272	3,405	4,577	
総事業費（A+B）		9,362	9,307	9,316	9,762	11,065	
予算書P（令和7年度）		P181 8		執行実績報告書P（令和6年度）		P130-8	

主な予算・決算の内訳（単位：千円）					
令和5年度（決算）		令和6年度（決算）		令和7年度（当初予算）	
節	金額	節	金額	節	金額
委託料	4,432	委託料	4,523	委託料	4,627
需用費	1,925	需用費	1,965	需用費	2,207
概 要		概 要		概 要	
防疫殺虫剤錠剤の購入 衛生害虫防除作業委託		防疫殺虫剤錠剤の購入 衛生害虫防除作業委託		防疫殺虫剤錠剤の購入 衛生害虫防除作業委託	

事業の 成果	手 段 に 対する指標 (活動指標)	指 標	ねずみや昆虫等に関する相談件数				単 位	件
		最終目標値	目標年度	基準年 (H28)	H29	H30	H31	
		300	令和7年度	目標	600	600	600	600
				実績	582	552	401	413
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	600	400	400	300	300	300
		実績	335	311	328	370		
		指標の選定理由及び目標値の理由						
		感染症の媒介可能性生物によるヒトの生活圏への侵入状況を把握し、防除方法について指導助言を行う体制を整えることが重要であるため。また、実績から目標値を設定した。						
	目 的 に 対する指標 (成果指標)	指 標	ねずみや昆虫等に起因する感染症発生件数				単 位	件
		最終目標値	目標年度	基準年 (H28)	H29	H30	H31	
		0	令和7年度	目標	0	0	0	0
				実績	0	0	0	0
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0	0	0	
		指標の選定理由及び目標値の理由						
		感染症媒介生物による感染症の発生を予防することが事業目的であるため。						

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	法に基づく感染症まん延防止対策として、感染症の媒介可能性生物の発生抑制と地域環境の実情を把握した対策が重要である上、類似する事業はなく、経費と効果のバランスも良い。感染症の媒介可能性生物に起因する感染症の拡大がなく、環境防除の普及啓発も順調に推移している。

課題・問題点
訪日外国人数の増加により、デング熱やジカウイルス感染症等の蚊が媒介する感染症の流行が懸念されている。蚊の発生源対策を行い、感染症の発生、まん延を防止するとともに、蚊媒介感染症流行に備え、職員の検査技術の維持・向上に努める。 近年、ねずみに関する相談が増加しており、住居への侵入防止や家庭内でねずみが住みにくい環境をつくるためのアドバイスを継続的に行う。

令和7年度 事務事業評価シート

No. 7

施 策	453 保健衛生における安全と安心を確保する					
事 業 名	医薬品等監視経費					
主管課	生活衛生課				電話番号（内線）	5608-6939
目 的	薬局等による医薬品等の保管管理、情報提供等を適正に行わせることにより、保健衛生上問題のない医薬品等の供給を徹底させる。また、毒物劇物販売業者等による毒物劇物の保管管理等を適正に行わせることにより、毒物劇物による保健衛生上の危害を防止する。					
対 象 者	薬局、医薬品販売業者、医療機器販売業者、また、毒劇物販売業者及び業務上取扱者					
根拠法令 関連計画	・ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 ・ 毒物及び劇物取締法 ・ 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例、麻薬及び向精神薬取締法、覚醒剤取締法					
実施基準	法令基準	実施方法	一部委託	人員体制・委託先	常勤8・東京都健康安全研究センター、(株)日本ソーシール	
事業内容	●医薬品等に関する監視指導の実施 薬局、医薬品販売業者、医療機器販売業者といった流通過程の全般にわたり、医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器（以下「医薬品等」という。）の品質、有効性及び安全性を確保するために必要な方策を講じさせるよう、都区間で十分調整しながら、立入検査等の監視指導を実施する。					
	●毒物劇物に関する監視指導の実施 毒物劇物の販売業者及び業務上取扱者に対して、毒物劇物の流出・飛散事故や盗難等を未然に防止するために必要な方策を講じさせるよう、都区間で十分調整しながら、立入検査等の監視指導を実施する。					
経 過	開始年度	平成9年度			終了予定	
	●医薬品等に関する監視指導 平成9年度～ 医薬品販売業（一般販売業（卸売販売業除く）、特例販売業）の許可事務及び監視指導【法移管】 平成17年度～ 薬局等11業種の許可事務及び監視指導【特例条例】 平成24年度～ 薬局等11業種のうち薬局関係【法移管】 平成21年6月～平成24年5月 医薬品販売制度の改正（一般販売業等が店舗販売業へ移行）【法改正】 平成27年度～ 高度管理医療機器販売業等の許可事務及び監視指導【法移管】 平成28年10月～ 健康サポート薬局の届出制度開始【法改正】 ●毒物劇物に関する監視指導 平成12年10月～ 毒物劇物販売業の登録事務及び監視指導【法移管】 平成24年度～ 毒物劇物業務上取扱者の届出事務及び監視指導【法移管】 令和元年度～ 業務上取扱者の廃水検査を外部委託					
議会質問 の 状 況	令和元年度2月議会「台風等風水害発生時における毒劇物の保管管理について」					
そ の 他 特記事項	23/23区で実施。法令等で定められた範囲内において、都区間で十分調整しながら事業を実施しているため、各区で大きな差異はない。					

予算・決算額推移（単位：千円）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
予算現額（令和7年度は当初予算）		1,855	1,801	1,800	1,800	1,800	1,711
A. 決算額（令和7年度は見込み）		1,279	867	1,056	1,055	888	1,711
財 源	国	0	0	0	0	0	0
	都	0	0	0	0	0	0
	その他	1,279	867	1,056	1,055	888	1,052
一般財源		0	0	0	0	0	659
執行率（％）		68.95％	48.14％	58.67％	58.61％	49.33％	100％
B. 人コスト		16,762	16,712	12,269	9,363	9,154	
総事業費（A+B）		18,041	17,579	13,325	10,418	10,042	
予算書P（令和7年度）		P190 3		執行実績報告書P（令和6年度）		P140-3	

主な予算・決算の内訳（単位：千円）					
令和5年度（決算）		令和6年度（決算）		令和7年度（当初予算）	
節	金額	節	金額	節	金額
委託料	890	委託料	749	委託料	1,458
需用費	165	需用費	110	需用費	223
		使用料及び賃借料	29	使用料及び賃借料	30
概 要		概 要		概 要	
書籍等の購入 医薬品等の検査委託		書籍等の購入 医薬品等の検査委託		書籍等の購入 医薬品等の検査委託	

事業の成果	手段に対する指標 (活動指標)	指標	薬事関係施設監視指導件数				単位	件
		最終目標値	目標年度		基準年 (H28)	H29	H30	H31
		200	令和7年度	目標	200	200	200	200
				実績	264	238	204	247
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	200	200	200	200	200	200
		実績	270	274	426	270	283	
		指標の選定理由及び目標値の理由						
		薬事関係施設監視指導件数を一定以上維持し、保健衛生上の危害防止につながるため。事業者からの申請件数増減、許可更新時期集中により変動はあるが、実績を考慮し目標値を設定した。						
	目的に対する指標 (成果指標)	指標	薬事関係法規違反件数				単位	件
		最終目標値	目標年度		基準年 (H28)	H29	H30	H31
		0	令和7年度	目標	0	0	0	0
				実績	0	2	9	0
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	0	0	0	0	0	0
		実績	0	1	0	0	0	
		指標の選定理由及び目標値の理由						
		保健衛生上の危害につながる薬事関係法規違反を発生させない事が目的であるため。						

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	区内のみならず、国内全域における医薬品等の適正な流通及び使用の確保を図るため、全国の自治体がこの事業を担う必要があり、今後も事業を継続していく。

課題・問題点
常に最新の専門知識が求められる事業であり、監視指導に携わる職員の資質向上とさらなる人材育成が重要である。また、事業者による事業展開や商品流通が多様化、広域化しており、他の自治体との連絡を密にし、連携を図る必要がある。検査業務については、委託先との連絡を密に行う。

令和7年度 事務事業評価シート

No. 8

施 策	453 保健衛生における安全と安心を確保する					
事 業 名	公衆浴場衛生設備改善助成費					
主管課	生活衛生課				電話番号（内線）	5608-6939
目 的	区内で公衆浴場を営む者に対し、公衆浴場の衛生、風紀等に必要な措置等を講ずるための設備を改善するための資金の一部を助成することにより、公衆浴場の経営安定を図り、もって区民の保健衛生の維持向上に資することを目的とする。					
対 象 者	東京都公衆浴場業生活衛生同業組合墨田支部加入の営業者					
根拠法令 関連計画	公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律、墨田区公衆浴場衛生設備等改善資金助成要綱					
実施基準	区独自基準	実施方法	直営	人員体制・委託先	常勤1人	
事業内容	区内で公衆浴場を営む者に対して、次の浴場衛生設備等を改善するための資金の一部を助成する。（1浴場85万円を限度、ただし交付総額は予算の範囲内） （1）衛生及び風紀に必要な措置等を講じるために行う設備改善費 （2）区民の交流の促進若しくは健康の増進に寄与し、又は観光の拠点に資すると区長が認める設備改善経費					
経 過	開始年度	昭和56年度			終了予定	
	・昭和56年5月 公衆浴場衛生設備の改善助成要綱 制定（区） ・昭和56年6月 公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律 制定（国） ・平成22年4月 対象項目拡大（衛生・風紀に必要な設備、バリアフリー・耐震改修等） ・平成25年4月 助成額の増額（60万限度） ・平成28年4月 助成額の増額（70万限度）、対象項目拡大（観光の拠点等） ・令和5年4月 助成額の増額（85万限度）					
議会質問 の 状 況	令和4年度 決算特別委員会 助成額の見直しについて					
そ の 他 特記事項	令和4年度までは保健計画課が所管。令和5年度から生活衛生課へ事務移管した。					

予算・決算額推移（単位：千円）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
予算現額（令和7年度は当初予算）		5,600	5,600	5,600	5,950	5,950	3,400
A. 決算額（令和7年度は見込み）		5,428	4,900	4,900	5,940	5,100	3,400
財 源	国	0	0	0	0	0	0
	都	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0
一般財源		5,428	4,900	4,900	5,940	5,100	3,400
執行率（％）		96.93％	87.5％	87.5％	99.83％	85.71％	100％
B. 人コスト		0	0	0	851	915	
総事業費（A+B）		5,428	4,900	4,900	6,791	6,015	
予算書P（令和7年度）		P.190 6		執行実績報告書P（令和6年度）		P141-6	

主な予算・決算の内訳（単位：千円）					
令和5年度（決算）		令和6年度（決算）		令和7年度（当初予算）	
節	金額	節	金額	節	金額
負担金補助及び交付金	5,940	負担金補助及び交付金	5,100	負担金補助及び交付金	3,400
概 要		概 要		概 要	

事業の成果	手段に対する指標 (活動指標)	指標	助成浴場数				単位	件
		最終目標値	目標年度		基準年 (H28)	H29	H30	H31
		8	令和7年度	目標	8	8	8	8
				実績	8	8	7	8
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	8	8	8	7	7	4
		実績	7	7	7	7	6	
		指標の選定理由及び目標値の理由						
		公衆浴場の衛生設備等が改善状態を把握できる。要綱改正に伴い令和5年当初の施設数に合わせて目標値を修正している。						
	目的に対する指標 (成果指標)	指標	区内の公衆浴場数				単位	件
		最終目標値	目標年度		基準年 (H28)	H29	H30	H31
		20	令和7年度	目標	20	20	20	20
				実績	20	19	19	19
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	20	20	20	20	20	20
		実績	18	18	18	17	16	
		指標の選定理由及び目標値の理由						
		公衆浴場の経営の安定と保健衛生の維持向上が目的であり、公衆浴場数を指標とし、その維持を目標値とした。						

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	- 区の事業で目的等が重複するものはなく、コスト面も補助金のみである。 - 今後も公衆浴場の衛生、風紀等に必要な措置を講ずるための設備資金を助成することで公衆浴場の経営の安定を図り、区民の保健衛生の維持向上に資する。

課題・問題点
公衆浴場の確保については、営業者の経営の安定のほか、後継者問題、地域特性による潜在的な利用者数の多少等、様々な課題がある。

令和 7 年度 補助金評価シート

No. 8

補助金名	墨田区公衆浴場衛生設備等改善資金		
主管課	生活衛生課	電話番号（内線）	5608-6939
根拠法令	公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律、墨田区公衆浴場衛生設備等改善資金助成要綱		
補助概要	区内で公衆浴場を営む者に対して、浴場衛生設備等を改善するための資金の一部を助成する。（1 浴場85万円を限度、ただし交付総額は予算の範囲内）		
目 的	区内で公衆浴場を営む者に対し、公衆浴場の衛生、風紀等に必要な措置等を講ずるための設備を改善するための資金の一部を助成することにより、公衆浴場の経営安定を図り、もって区民の保健衛生の維持向上に資することを目的とする。		
対 象	東京都公衆浴場業生活衛生同業組合墨田支部加入の営業者		
基 準	区独自基準		
補助条件	対象者が行った次の経費を補助する。 （1）衛生及び風紀に必要な措置等を講じるために行う設備改善費 （2）区民の交流の促進若しくは健康の増進に寄与し、又は観光の拠点に資すると区長が認める設備改善経		
経 過	開始年度	昭和 5 6 年度	終了予定
	・ 昭和56年5月 公衆浴場衛生設備の改善助成要綱 制定（区） ・ 昭和56年6月 公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律 制定（国） ・ 平成22年4月 対象項目拡大（衛生・風紀に必要な設備、バリアフリー・耐震改修等） ・ 平成25年4月 助成額の増額(60万限度) ・ 平成28年4月 助成額の増額(70万限度)、対象項目拡大（観光の拠点等） ・ 令和 5年4月 助成額の増額(85万限度)		
議会質問の状況	令和4年度 決算特別委員会 助成額の見直しについて		
その他特記事項	令和 4 年度までは保健計画課が所管。令和 5 年度から生活衛生課へ事務移管した。		

予算・決算額推移（単位：千円）		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
予算現額（令和 7 年度は当初予算）		5,600	5,600	5,600	5,950	5,950	3,400
A. 決算額（令和 7 年度は見込み）		5,428	4,900	4,900	5,940	5,100	3,400
財 源	国	0	0	0	0	0	0
	都	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0
一般財源		5,428	4,900	4,900	5,940	5,100	3,400
執行率（％）		96.93 %	87.5 %	87.5 %	99.83 %	85.71 %	100 %

補助金の 成 果	手 段 に 対する指標 (活動指標)	指 標	助成浴場数				単 位	件
		最終目標値	目標年度		基準年 (H28)	H29	H30	H31
		8	令和 7 年度	目標	8	8	8	8
				実績	8	8	7	8
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	8	8	8	7	7	4
		実績	8	7	7	7	6	
		指標の選定理由及び目標値の理由						
		公衆浴場の衛生設備等が改善状態を把握できる。令和5年の要綱改正により、令和5年当初の施設数に合わせて目標値を修正						
	目 的 に 対する指標 (成果指標)	指 標	区内の公衆浴場数				単 位	件
		最終目標値	目標年度		基準年 (H28)	H29	H30	H31
		20	令和 7 年度	目標	20	20	20	20
				実績	20	19	19	19
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	20	20	20	20	20	20
		実績	18	18	18	17	16	
		指標の選定理由及び目標値の理由						
		公衆浴場の経営の安定と保健衛生の維持向上が目的であり、公衆浴場数を指標とし、その維持を目標値とした。						

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	- 区の事業で目的等が重複するものではなく、コスト面も補助金のみである。 - 今後も公衆浴場の衛生、風紀等に必要な措置を講ずるための設備資金を助成することで公衆浴場の経営の安定を図り、区民の保健衛生の維持向上に資する。

課題・問題点
公衆浴場の確保については、営業者の経営の安定のほか、後継者問題、地域特性による潜在的な利用者数の多少等、様々な課題がある。

令和7年度 事務事業評価シート

No. 9

施 策	453 保健衛生における安全と安心を確保する					
事 業 名	食品衛生自主管理推進経費					
主管課	生活衛生課	電話番号（内線）	5608-6943			
目 的	飲食に起因する衛生上の危害の発生が未然に防止されており、区民の食に対する安心感が醸成されている。					
対 象 者	食品等事業者及び区内で飲食する区民・来街者					
根拠法令 関連計画	食品衛生法、墨田区食品衛生推進員設置要綱、墨田区食品衛生監視指導計画					
実施基準	法令基準	実施方法	直営	人員体制・委託先	常勤14名	
事業内容	区民・食品等事業者・行政が協働して食中毒の発生を防止するとともに、地域における食品衛生の向上を図るため、食品衛生推進員を委嘱している。 推進員は、普段から食品等事業者や区民からの相談に応じ助言等を行うほか、区が開催する啓発イベント、研修会へ参加しすることで、知識の習得や啓発活動を行っている。また、食品衛生推進会議では、区の食品衛生監視指導計画に対して提言を行うなど、区の施策立案に貢献している。					
経 過	開始年度	平成10年度			終了予定	
	平成10年度、第1期委嘱（14名、任期2年） 令和6年度、第14期委嘱（14名、任期2年）					
議会質問 の 状 況	なし					
そ の 他 特記事項	（他区の状況・年間スケジュール・関連部署等） 食品衛生推進会議：年3回開催 都知事指定の研修参加：年1回（11月開催）、資質向上を目的として参加する。					

予算・決算額推移（単位：千円）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
予算現額（令和7年度は当初予算）		1,330	1,327	1,330	1,330	1,330	1,414
A. 決算額（令和7年度は見込み）		1,203	1,218	1,235	1,208	1,235	1,414
財 源	国	0	0	0	0	0	0
	都	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0
一般財源		1,203	1,218	1,235	1,208	1,235	1,414
執行率（％）		90.45％	91.79％	92.86％	90.83％	92.86％	100％
B. 人コスト		1,764	1,759	1,636	1,702	1,831	
総事業費（A+B）		2,967	2,977	2,871	2,910	3,066	
予算書P（令和7年度）		P189 1-3		執行実績報告書P（令和6年度）		P139-3	

主な予算・決算の内訳（単位：千円）					
令和5年度（決算）		令和6年度（決算）		令和7年度（当初予算）	
節	金額	節	金額	節	金額
報酬	1,148	報酬	1,170	報酬	1,344
負担金補助及び交付金	60	負担金補助及び交付金	65	負担金補助及び交付金	70
概 要		概 要		概 要	

事業の成果	手段に対する指標 (活動指標)	指標	区民及び食品事業者への意識啓発活動回数				単位	回
		最終目標値	目標年度	基準年 (H28)	H29	H30	H31	
		168	令和7年度	目標	168	168	168	168
				実績	197	122	149	174
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	168	168	168	168	168	168
		実績	110	80	78	75	92	
		指標の選定理由及び目標値の理由						
		委嘱している推進員による意識啓発活動回数が最適である。						
		目標値は、推進員が毎月1回以上活動していただくことを念頭に設定している。						
事業の成果	目的に対する指標 (成果指標)	指標	食中毒発生件数				単位	件
		最終目標値	目標年度	基準年 (H28)	H29	H30	H31	
		0	令和7年度	目標	0	0	0	0
				実績	4	4	4	6
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	0	0	0	0	0	0
		実績	5	2	0	3	2	
		指標の選定理由及び目標値の理由						
		本事業の目的から設定している。区内の食中毒の発生件数は低位で推移しており、目標値は毎年0とする。						

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	新型コロナウイルス感染症の流行の影響により意識啓発活動回数が減少し、その後活動が元に戻ってはいない。飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するため、推進員への情報提供等を強化し、推進員が地域において効果的に活動することができるよう連携していく。

課題・問題点
食品衛生推進員による、区民に対する啓発活動の充実は、食品衛生の向上に寄与している。メンバーの構成が食品関連事業者や学識経験者に偏っており、消費者団体等に所属する推進員が少なく、消費者目線の意見が出にくくなっている。

令和7年度 事務事業評価シート

No. 10

施 策	453 保健衛生における安全と安心を確保する					
事 業 名	家庭用品監視経費					
主管課	生活衛生課				電話番号（内線）	5608-6939
目 的	家庭用品に含まれている化学物質による健康被害を未然に防止する。					
対 象 者	家庭用品（主に、繊維製品及びエアゾール製品）の販売業者、製造業者、輸入業者					
根拠法令 関連計画	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律					
実施基準	法令基準	実施方法	一部委託	人員体制・委託先	常勤8・一般社団法人東京都食品衛生協会	
事業内容	区民等が日常使用する繊維製品やエアゾール製品等の家庭用品は、化学物質を数多く含有している。これらの物質による健康被害を防止するため、区内の販売店において規制対象品の試買検査を行う。また、その結果により、違反業者に対しては回収及び改善等の監視指導を行う。					
経 過	開始年度	平成１２年度			終了予定	
	平成12年度～ 家庭用品監視指導【法移管】 平成28年度～ 家庭用品の検査を外部委託 令和３年度～ 家庭用品の試買検査計画数を見直し					
議会質問 の 状 況	なし					
そ の 他 特記事項	23/23区で実施。法令に基づき事業を実施しているので各区で大きな差異はない。ただし、検査を行う規制物質の項目等は各区の状況による。 なお、安全基準が定められていない家庭用品についても、重大な健康被害を発生している場合は回収命令等の対象となり、新たに規制物質として指定されることもあるため、社会状況や法改正の動向にも注視する。					

予算・決算額推移（単位：千円）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
予算現額（令和7年度は当初予算）		728	509	509	509	509	537
A. 決算額（令和7年度は見込み）		433	301	352	437	506	0
財 源	国	0	0	0	0	0	0
	都	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0
一般財源		433	301	352	437	506	537
執行率（％）		59.48％	59.14％	69.16％	85.85％	99.41％	-％
B. 人コスト		3,529	3,518	2,454	1,702	1,831	
総事業費（A+B）		3,962	3,819	2,806	2,139	2,337	
予算書P（令和7年度）		P190 4		執行実績報告書P（令和6年度）		P141-4	

主な予算・決算の内訳（単位：千円）					
令和5年度（決算）		令和6年度（決算）		令和7年度（当初予算）	
節	金額	節	金額	節	金額
委託料	406	委託料	450	委託料	497
需用費	31	需用費	56	需用費	40
概 要		概 要		概 要	
家庭用品の購入（試買） 家庭用品の検査委託		家庭用品の購入（試買） 家庭用品の検査委託		家庭用品の購入（試買） 家庭用品の検査委託	

事業の 成果	手 段 に 対する指標 (活動指標)	指 標	家庭用品の試買（買い上げ）検査				単 位	項目
		最終目標値	目標年度		基準年 (H28)	H29	H30	H31
		60	令和7年度	目標	80	80	80	80
				実績	79	79	79	79
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	80	60	60	60	60	60
		実績	79	55	55	55	55	
		指標の選定理由及び目標値の理由						
		安全な家庭用品が流通していることを確認するための監視活動の指標であるため。各年度、検査の計画数から目標値を設定している。計画数と違反検体検査数の合計が実績となる。						
	目 的 に 対する指標 (成果指標)	指 標	試買検査で違反のあった件数				単 位	件
		最終目標値	目標年度		基準年 (H28)	H29	H30	H31
		0	令和7年度	目標	0	0	0	0
				実績	0	0	0	0
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0	0	0	
		指標の選定理由及び目標値の理由						
		健康被害の原因となる有害物質を含有する違反品を流通させないことが目的であるため。						

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	区内のみならず、国内全域における有害物質を含有する家庭用品による健康被害を防止するため、全国の自治体がこの事業を担う必要があり、今後も事業を継続していく。

課題・問題点
専門知識が求められる事業であり、監視指導に携わる職員の資質向上とさらなる人材育成が重要である。また、家庭用品の流通が多様化、広域化しており、他の自治体との連絡を密にし、連携を図る必要がある。 検査委託先に対し、文書の適正管理について確認するとともに連絡を密に行う。 違反品の発生状況や社会情勢を踏まえ、適宜、事業の規模等を見直す必要がある。

令和7年度 事務事業評価シート

No. 11

施 策	453 保健衛生における安全と安心を確保する		
事 業 名	予防接種費		
主管課	保健予防課	電話番号（内線）	5608-6191
目 的	予防接種法に基づく定期予防接種及び区独自事業としての任意予防接種の費用助成等を実施することにより、感染症の発生を予防し、かかった場合も重症化しにくくする効果が期待できるとともに、まん延を防止する（集団免疫）という社会的な意義を持ち、感染症予防対策に大きく寄与する。		
対 象 者	区民		
根拠法令 関連計画	予防接種法 すみだ健康づくり総合計画		
実施基準	法令基準	実施方法	全部委託 人員体制・委託先
事業内容	1 定期予防接種の実施 （1）小児定期予防接種 ヒブ・小児用肺炎球菌・B型肝炎・ロタ・ジフテリア・破傷風・百日咳・ポリオ・BCG・麻しん・風しん・水痘・日本脳炎・ヒトパピローマウイルス （2）高齢者定期予防接種 高齢者肺炎球菌・高齢者インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症 2 任意予防接種の公費負担等 風しん抗体検査・予防接種（対象：妊娠を希望する女性及びその同居者）、带状疱疹任意予防接種、おたふくかぜ任意予防接種、小児インフルエンザ任意予防接種、男性へのHPVワクチン任意予防接種、骨髄移植等の医療行為により免疫を失った者の予防接種再接種費用助成		
経 過	開始年度	昭和23年度	終了予定
経 過	《定期接種》 平成28年10月：B型肝炎ワクチンが定期接種化 平成31年2月：大人の風しんが定期接種化（風しん抗体検査及び風しんの定期接種。2025年3月まで期間延長） 令和2年10月：ロタワクチンが定期接種化 令和4年4月：子宮頸がん予防ワクチン定期接種の積極的勧奨を再開 令和5年4月：子宮頸がん予防ワクチン9価ワクチンの定期接種化 令和6年4月：四種混合ワクチンにヒブワクチンを含有した五種混合ワクチンの導入 令和6年10月：新型コロナウイルスワクチンが定期接種化 令和7年4月：带状疱疹ワクチンが定期接種化 《任意接種費用助成》 令和5年9月：带状疱疹任意接種費用助成の開始 令和6年4月：高齢者肺炎球菌任意接種費用助成を実施（6年度限り） 令和6年4月：おたふくかぜワクチン任意接種費用助成の開始 令和6年8月：HPVワクチン男性任意接種費用助成の開始 令和6年10月：小児用インフルエンザ任意予防接種費用助成の開始 《その他》 令和6年4月：予防接種業務の増加対応の一助として業務補助委託を開始		
議会質問 の 状 況	令和6年度の予算特別委員会及び区民福祉委員会において、RSウイルスワクチン、带状疱疹ワクチン接種費用助成、小児インフルエンザワクチンの助成（経鼻ワクチンの導入と更なる助成金額の増）について議論あり。		
そ の 他 特記事項			

予算・決算額推移（単位：千円）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
予算現額（令和7年度は当初予算）		1,065,500	989,617	1,164,931	1,100,237	1,750,535	2,053,223
A. 決算額（令和7年度は見込み）		1,017,133	929,301	989,832	1,033,965	1,505,628	2,053,223
財 源	国	15,498	23,326	20,021	19,779	20,587	6,463
	都	9,679	20,148	16,424	54,560	129,322	45,288
	その他	61,907	66,797	61,723	47,512	71,911	90,640
一般財源		930,049	819,030	891,664	912,114	1,283,808	1,910,832
執行率（％）		95.46％	93.91％	84.97％	93.98％	86.01％	100％
B. 人コスト		13,291	13,194	13,132	18,155	32,093	
総事業費（A+B）		1,030,424	942,495	1,002,964	1,052,120	1,537,721	
予算書P（令和7年度）		180		執行実績報告書P（令和6年度）		P129-6	

主な予算・決算の内訳（単位：千円）					
令和5年度（決算）		令和6年度（決算）		令和7年度（当初予算）	
節	金額	節	金額	節	金額
委託料	1,095,991	委託料	1,469,751	委託料	2,016,583
負担金補助及び交付金	17,302	役務費	17,863	役務費	19,858
役務費	15,760	負担金補助及び交付金	11,892	負担金補助及び交付金	14,571
報酬	2,707	報酬	2,507	需用費	1,250
需用費	962	需用費	1,641	使用料及び賃借料	961
概 要		概 要		概 要	

事業の成果	手段に対する指標 (活動指標)	指 標	2歳未満児の予防接種ナビ登録率				単 位	%
		最終目標値	目標年度		基準年 (H28)	H29	H30	H31
		63	令和 7 年度	目標	—	55	56	57
				実績	54	53.7	50.6	51.3
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	58	59	60	61	62	63
		実績	50.2	49.8	44.4	39.4	38.6	
		指標の選定理由及び目標値の理由						
		予防接種スケジュール管理システム「予防接種ナビ」の活用を促進し、登録者を増やすことで定期 予防接種の接種率向上に繋げるため。						
		目的に対する指標 (成果指標)	指 標	BCG接種率				単 位
	最終目標値		目標年度		基準年 (H28)	H29	H30	H31
	95			目標	95	95	95	95
				実績	97.7	97.7	97.7	95.1
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
	目標		95	95	95	95	95	95
	実績		99.7	95	89.7	91.9	95.5	
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	すみだ健康づくり総合計画における目標値（95%以上）を目標とした。							

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	定期接種については、予防接種法第5条により区が実施主体となることが義務付けられている。接種率の向上により、感染症の発生及びまん延を防止に寄与すると考えられるので、引き続き定期接種の勧奨及び任意接種の事業周知並びに予防接種ナビの活用を勧めていく。

課題・問題点
任意接種の定期化に向けた検討が行われており、定期接種となる予防接種が増加すれば、事務量及び予算の増が見込まれる。また、法に定めのない任意接種についても、感染予防や蔓延防止を目的として費用助成を行う機運が高まっており、こちらも実施となれば事務量及び予算の増が見込まれる。Logoフォームを活用した予診票の発行が可能となり利便性が向上した反面、同様の役割を果たすために活用してきた予防接種ナビの登録率が減少傾向であるため、啓発活動を行っていく必要がある。

令和7年度 事務事業評価シート

No. 12

施 策	453 保健衛生における安全と安心を確保する					
事 業 名	新型インフルエンザ対策事業費					
主管課	保健予防課				電話番号（内線）	5608-6191
目 的	病原性が高く感染力が強い新型インフルエンザ等感染症の発生並びに流行に備え、感染防護具や医薬品等の備蓄及び訓練等を実施する。					
対 象 者	新型インフルエンザ患者及び患者家族や接触者、感染の疑いがある方					
根拠法令 関連計画	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 墨田区新型インフルエンザ等対策行動計画 墨田区新型インフルエンザ等地域医療体制検討部会運営要綱					
実施基準	法令基準	実施方法	直営	人員体制・委託先	常勤 8	
事業内容	病原性が高く感染力が強い新型インフルエンザ等感染症の発生並びに流行に備え、消耗品等の備蓄体制の確保や講演会、訓練、普及啓発など、これまでの取組を活かしつつ一層の充実を図る。					
経 過	開始年度	平成21年度			終了予定	
	・防護服等の備蓄サイクルの構築（平成24年度） ・墨田区新型インフルエンザ等対策行動計画（平成26年9月策定） ・墨田区新型インフルエンザ等地域医療体制検討部会運営要綱（平成28年4月制定） ・新型インフルエンザ等地域医療体制検討部会開催（平成28年～）					
議会質問 の 状 況						
そ の 他 特記事項	・年二回の新型インフルエンザ等地域医療体制検討部会の開催・年度末に防護服等の購入 ・国、都及び医療機関等連携した訓練を実施 ※新型コロナウイルス感染症流行の影響でR1年度～R3年度は防護具の購入ができなかった。また、R1年度～R4年度は検討部会も開催できていない。なお、R5は「墨田区感染症予防計画」策定年のため予算上は感染症予防経費で3回開催。R6年度は1回開催。					

予算・決算額推移（単位：千円）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
予算現額（令和7年度は当初予算）		3,954	3,716	3,546	3,836	4,744	5,562
A. 決算額（令和7年度は見込み）		561	398	2,381	3,031	4,413	5,562
財 源	国	0	0	0	0	0	15
	都	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0
一般財源		561	398	2,381	3,031	4,413	5,547
執行率（％）		14.19％	10.71％	67.15％	79.01％	93.02％	100％
B. 人コスト		4,411	4,398	4,090	5,958	10,069	
総事業費（A+B）		4,972	4,796	6,471	8,989	14,482	
予算書P（令和7年度）		P181	7	執行実績報告書P（令和6年度）		P130-7	

主な予算・決算の内訳（単位：千円）					
令和5年度（決算）		令和6年度（決算）		令和7年度（当初予算）	
節	金額	節	金額	節	金額
需用費	2,703	需用費	3,965	需用費	4,750
委託料	295	委託料	348	委託料	542
役務費	33	報償費	68	報償費	113
		役務費	33	役務費	77
				報酬	59
概 要		概 要		概 要	
需用費・・・感染防護具等購入 役務費・・・感染防護具廃棄運搬 委託料・・・予防接種委託等		報償費・・・検討部会 需用費・・・地域医療体制検討部会報償金 役務費・・・感染防護具廃棄運搬 委託料・・・予防接種委託等		報酬・感染症審査協議会委員報酬、報償費・地域医療体制検討部会報償金等、旅費・職員旅費、需用費・感染防護具等購入、役務費・感染防護具廃棄運搬、委託料・予防接種委託等、扶助費・入院患者公費負担医療費	

事業の成果	手段に対する指標（活動指標）	指標	新型インフルエンザ等対策訓練の実施				単位	回
		最終目標値	目標年度	基準年（H28）	H29	H30	H31	
		3	令和7年度	目標	2	2	2	2
				実績	2	2	2	1
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	2	2	2	2	2	3
		実績	0	0	0	2	2	
		指標の選定理由及び目標値の理由						
		新型インフルエンザ等への対策訓練を継続的に実施し、感染症予防対策を図る。						
	目的に対する指標（成果指標）	指標	新型インフルエンザ等地域医療体制検討部会の開催				単位	回
		最終目標値	目標年度	基準年（H28）	H29	H30	H31	
		2	令和7年度	目標	1	2	2	2
				実績	1	1	1	0
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	2	2	2	2	2	2
		実績	0	0	0	3	1	
		指標の選定理由及び目標値の理由						
		新型インフルエンザ等未発生期より地域の医療機関等と連携し、区の事情に応じた医療提供体制の整備を推進するため定期的に会議を開催する。						

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	新型インフルエンザ等感染症の発生並びに流行に備え、継続して検討部会の開催及び対応訓練等を通じて医療機関との連携を深めることは重要である。今後とも、国や都の動向を踏まえ、体制の整備を行っていく。

課題・問題点
新型インフルエンザ発生時において区民の生命・健康を保護し、区民の生活・経済の安定が損なわれることのないよう、国の「新型インフルエンザ対策ガイドライン」で、市町村が緊急かつ可能な限り多くの住民にワクチンを接種することとされているが、本区では住民接種を円滑に行うための実施計画が未整備となっている。接種対象者の設定と必要なワクチン本数の試算、集団接種の考え方と接種会場と医師との確保について、検討し実施計画を策定する必要がある。

令和7年度 事務事業評価シート

No. 13

施 策	453 保健衛生における安全と安心を確保する					
事 業 名	エイズ対策費					
主管課	保健予防課				電話番号（内線）	5608-6191
目 的	HIV検査の実施により、感染者を早期に発見し治療に結びつけ、エイズ発病や重症化予防、感染拡大を防止することができることから、区民の健康維持に大きく寄与する					
対 象 者	検査を希望する者					
根拠法令 関連計画	墨田区保健所エイズ及び性感染症相談・検診事業実施要領					
実施基準	区独自基準	実施方法	一部委託	人員体制・委託先	常勤3・会計年度任用1	
事業内容	後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針等に基づき、HIV及び性感染症の検査・相談を月に1回無料・匿名で実施している。また、性感染症に関する正しい知識の普及啓発のため、冊子の配布、講演会の開催、区報、ホームページ等での情報発信を行っている。					
経 過	開始年度	平成12年度			終了予定	
	- 平成28年4月1日から、淋菌及びクラミジア抗体検査を廃止 - 令和5年度より即日イベント検査を年2回実施 - 令和6年度より検査日及び結果日を変更 検査日：第1木曜日→第1金曜日 結果日：第3木曜日→第3金曜日 - 令和6年度より講演会の実施回数が1回から4回となった。					
議会質問 の 状 況						
そ の 他 特記事項	（他区の状況・年間スケジュール・関連部署等） 令和6年度より 検査日：毎月原則第1金曜日 結果日：毎月原則第3金曜日 7月・12月は、即日イベント検査実施					

予算・決算額推移（単位：千円）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
予算現額（令和7年度は当初予算）		862	833	797	1,968	2,296	3,077
A. 決算額（令和7年度は見込み）		351	473	572	1,772	1,985	3,077
財 源	国	327	363	280	790	635	1,263
	都	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0
一般財源		24	110	292	982	1,350	1,814
執行率（％）		40.72％	56.78％	71.77％	90.04％	86.45％	100％
B. 人コスト		4,440	3,518	6,566	6,950	11,909	
総事業費（A+B）		4,791	3,991	7,138	8,722	13,894	
予算書P（令和7年度）		P179 5		執行実績報告書P（令和6年度）		P128-5	

主な予算・決算の内訳（単位：千円）					
令和5年度（決算）		令和6年度（決算）		令和7年度（当初予算）	
節	金額	節	金額	節	金額
委託料	1,329	委託料	1,842	委託料	2,255
報酬	382	報償費	75	備品購入費	619
需用費	61	需用費	68	報償費	110
				需用費	93
概 要		概 要		概 要	

事業の成果	手段に対する指標 (活動指標)	指標	H I V 検診実施回数				単位	回
		最終目標値	目標年度		基準年 (H28)	H29	H30	H31
		12	令和7年度	目標		12	12	12
				実績	12	12	12	12
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	12	12	12	12	12	12
		実績	8	9	12	13	14	
		指標の選定理由及び目標値の理由						
		感染の心配のある方が気軽に検査を受けられるように、無料・匿名・予約なしで検査を実施している。受診しやすいよう、定期的に検査を実施する必要がある。						
	目的に対する指標 (成果指標)	指標	HIV検査実施人数				単位	人
		最終目標値	目標年度		基準年 (H28)	H29	H30	H31
		200	令和7年度	目標		160	165	170
				実績	149	142	142	136
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	175	180	185	190	195	200
		実績	51	48	112	237	199	
		指標の選定理由及び目標値の理由						
		検診のPRに努めることで、より多くの方に検査を受けていただく。						

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	無料・匿名のHIV検査は全国の保健所で実施されており、国内でのHIVの感染拡大を防止するため、区としても継続して検診を実施する必要がある。今後とも、様々な媒体を活用してエイズ検診の周知を行い、受診者数を増やしていく。

課題・問題点
H I V 検査・性感染症検査の受検者数は昨年即日イベント検査を行ったため大幅に増加しているが、性感染症等の正確な知識の普及と早期発見・早期治療を徹底するため、引き続き検診の周知が必要である。

令和7年度 事務事業評価シート

No. 14

施 策	453 保健衛生における安全と安心を確保する					
事 業 名	結核健康診断費					
主管課	保健予防課				電話番号（内線）	5608-6191
目 的	結核健康診断は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に關す法律を根拠とし、結核患者の家族や接触者、感染の疑いのある方に対し適切な健康診断を行うことで、結核感染者や結核患者を早期に発見し、結核のまん延を防止する。					
対 象 者	結核患者の家族や接触者、感染の疑いのある方					
根拠法令 関連計画	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に關する法律					
実施基準	法令基準	実施方法	全部委託	人員体制・委託先	常勤5・会計年度任用2・総合健診推進センター等	
事業内容	結核患者の家族や接触者、感染の疑いのある方に対し適切な健康診断を行い、結核感染者や結核患者を早期に発見し、結核のまん延を防止する。 接触者検診、管理検診、日本語学校検診、住所不定者施設入所時検診等					
経 過	開始年度	昭和26年度			終了予定	
	(1) X線検査実施数 5年度：患者家族 18件、接触者 146件、管理検診 142件 6年度：患者家族 12件、接触者 160件、管理検診 96件 (2) IGRA検査実施数 5年度：患者家族 18件、接触者 152件 6年度：患者家族 10件、接触者 154件 (3) 日本語学校実施件数 5年度： 772件 6年度1, 220件					
議会質問 の 状 況						
そ の 他 特記事項	(他区の状況・年間スケジュール・関連部署等) 適宜各健診を実施し、年間7校の日本語学校検診を実施。					

予算・決算額推移（単位：千円）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
予算現額（令和7年度は当初予算）		13,297	11,808	11,342	8,611	7,634	8,712
A. 決算額（令和7年度は見込み）		6,825	4,929	5,924	5,526	5,570	8,712
財 源	国	2,689	1,144	1,895	2,352	2,595	3,675
	都	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0
一般財源		4,136	3,785	4,029	3,174	2,975	5,037
執行率（％）		51.33％	41.74％	52.23％	64.17％	72.96％	100％
B. 人コスト		11,527	8,796	9,861	7,941	8,248	
総事業費（A+B）		18,352	13,725	15,785	13,467	13,818	
予算書P（令和7年度）		P179-3		執行実績報告書P（令和6年度）		P128-3	

主な予算・決算の内訳（単位：千円）					
令和５年度（決算）		令和６年度（決算）		令和７年度（当初予算）	
節	金額	節	金額	節	金額
委託料	4,524	委託料	4,889	委託料	6,694
使用料及び賃借料	630	報償費	338	使用料及び賃借料	1,339
報償費	334	使用料及び賃借料	194	報償費	488
需用費	38	需用費	148	需用費	191
概 要		概 要		概 要	
委託料：健診委託等 使用料及び賃借料：システム借上 報償費：医師等 需用費：物品購入		委託料：健診委託等 使用料及び賃借料：システム借上 報償費：医師等 需用費：物品購入		委託料：健診委託等 使用料及び賃借料：システム借上 報償費：医師等 需用費：物品購入	

事業の成果	手段に対する指標 (活動指標)	指標	日本語学校結核検診				単位	校
		最終目標値	目標年度	基準年 (H28)	H29	H30	H31	
		7	令和７年度	目標	5	5	5	5
				実績	5	5	5	5
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	5	5	6	6	7	7
		実績	5	6	5	7	7	
		指標の選定理由及び目標値の理由						
		日本語学校の増加に伴い、結核罹患率の高い国から来日した外国人を対象に健診を実施することにより早期発見と早期治療を行うことで、感染の拡大を防止することができる。						
	目的に対する指標 (成果指標)	指標	人口１０万人当たりの結核罹患率				単位	人
		最終目標値	目標年度	基準年 (H28)	H29	H30	H31	
		15以下	令和７年度	目標	22	22	21	21
				実績	25	15	20	16
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	20	19	18	17	16	15
		実績	15	11	10	10	未確定	
		指標の選定理由及び目標値の理由						
		すみだ健康づくり総合計画における目標値（１５以下）を目標とした。						

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	結核健康診断は地方自治法第２条第９項第１号に規定された法定受託事務であり、都道府県、保健所を設置する市または特別区が実施することとされている。よって、今後とも継続して事業を実施する。

課題・問題点
集団感染発生時等の所要経費（需用費・委託料）については、発生件数の予測が困難なため、予算に不足が生じる可能性がある。

令和7年度 事務事業評価シート

No. 15

施 策	453 保健衛生における安全と安心を確保する					
事 業 名	環境保健事業費（保健予防課）					
主管課	保健予防課				電話番号（内線）	5608-6190
目 的	大気汚染の影響による健康被害を予防するために実施するものであり、これにより地域住民の健康の確保・回復を目的とする。					
対 象 者	公害健康被害の補償等に関する法律により認定された被認定者及び区内在住で呼吸器疾患などの症状をもつ者					
根拠法令 関連計画	公害健康被害の補償等に関する法律第46条及び68条 公害健康被害の補償等に関する法律施行令第25条					
実施基準	法令基準	実施方法	一部委託	人員体制・委託先	職員2名、墨田区水泳連盟、SSK	
事業内容	ぜん息等の症状を良好にコントロールすることを目的に、デイキャンプ、水泳教室、音楽教室、呼吸リハビリテーション教室、アレルギー講演会といった事業を実施している。呼吸リハビリ体操や腹式呼吸、ぜん息等アレルギーに関する知識の習得を通じて、自己管理の一助とする。 また、被認定者のインフルエンザ予防接種費用（自己負担分）の助成や、区内在住の被認定者（3級以上）の自宅を訪問または電話にて、保健指導及び日常生活指導を行っている。					
経 過	開始年度	昭和63年度			終了予定	
	法令に基づき、水泳教室・音楽教室・リハビリテーション教室・アレルギー講演会を実施している。 デイキャンプについては、昭和63年度より転地療養の一環で「宿泊型のキャンプ」として実施してきたが、近年の薬の開発などで発作や入院をする児童などが減少してきたため、平成27年度より「デイキャンプ」として実施している。 平成22年度より、被認定者対象に新型インフルエンザ予防接種費用助成を実施。翌23年度より、公害福祉事業の実施についての一部改正により、年齢や季節性新型の種別を問わず、費用助成の対象となり、これを受け、64歳以下の被認定者へのインフルエンザ予防接種費用助成を実施している。					
議会質問 の 状 況	特になし					
そ の 他 特記事項	特になし					

予算・決算額推移（単位：千円）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
予算現額（令和7年度は当初予算）		1,018	2,841	4,396	4,402	4,552	5,462
A. 決算額（令和7年度は見込み）		764	1,517	3,432	3,541	3,617	5,462
財 源	国	0	0	0	0	0	0
	都	0	0	0	0	0	0
	その他	634	1,274	3,216	3,342	3,400	4,946
一般財源		130	243	216	199	217	516
執行率（％）		75.05％	53.4％	78.07％	80.44％	79.46％	100％
B. 人コスト		5,296	7,037	8,997	9,363	10,069	
総事業費（A+B）		6,060	8,554	12,429	12,904	13,686	
予算書P（令和7年度）		P182-3		執行実績報告書P（令和6年度）		P132-3	

主な予算・決算の内訳（単位：千円）					
令和5年度（決算）		令和6年度（決算）		令和7年度（当初予算）	
節	金額	節	金額	節	金額
委託料	1,510	委託料	1,777	報償費	1,726
報償費	1,005	報償費	815	扶助費	1,397
扶助費	380	扶助費	357	委託料	1,156
役務費	271	使用料及び賃借料	240	役務費	485
使用料及び賃借料	239	役務費	240	需用費	368
概 要		概 要		概 要	

事業の成果	手段に対する指標 (活動指標)	指標	デイキャンプ参加者数				単位	人
		最終目標値	目標年度		基準年 (H28)	H29	H30	H31
		30	令和7年度	目標	30	30	30	30
				実績	15	11	9	12
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	30	30	30	30	30	30
		実績	0	6	15	23	20	
		指標の選定理由及び目標値の理由						
		公害健康被害の補償等に関する法律第68条の規定に基づき、公害健康被害予防事業として実施しているものであり、事業の周知及び参加者の拡大を図る。						
事業の成果	目的に対する指標 (成果指標)	指標	大気汚染障害者認定者数等（0～17歳）				単位	人
		最終目標値	目標年度		基準年 (H28)	H29	H30	H31
		10	令和7年度	目標	100	100	100	100
				実績	104	59	43	38
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	100	50	50	40	40	30
		実績	27	19	14	6	2	
		指標の選定理由及び目標値の理由						
		大気汚染障害者認定者数等（0～17歳）を指数とし、認定者数の減少を図る。						

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	民間委託を活用し、対象者が参加したくなるような効果的なプログラムを行っている。

課題・問題点
若年の呼吸器疾患などの症状をもつ患者の把握が難しく、事業の周知方法などの検討が必要である。

令和7年度 事務事業評価シート

No. 16

施 策	453 保健衛生における安全と安心を確保する					
事 業 名	肝炎ウイルス検査経費					
主管課	保健予防課				電話番号（内線）	5608-6191
目 的	肝炎ウイルス検診に関する知識の普及と区民が自身の肝炎ウイルス感染の状況を認識できるよう検診を行い、疾病の早期発見や予防を図る。					
対 象 者	16歳以上の区民					
根拠法令 関連計画	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）、健康増進法					
実施基準	法令基準	実施方法	全部委託	人員体制・委託先	常勤2、会計年度任用職員1、墨田区医師会	
事業内容	健康増進法及び感染症法に基づき、16歳以上の区民を対象に無料でB型及びC型肝炎ウイルス検査を実施している。また、検査結果が陽性と判定された者に対し、医療機関への受診勧奨を行う等、陽性者のフォローアップを行っている。					
経 過	開始年度	平成14年度			終了予定	
	・国の肝炎総合対策の一環として、平成14年度から主に40歳以上の節目年齢の方を対象に事業を開始 ・平成18年度からは、16歳以上40歳未満の受診希望者にも対象を拡大 ・平成20年度までは、本所・向島の両保健センターでも検診を実施していたが、平成21年度から墨田区医師会への委託により、実施協力医療機関のみ検診を実施することとし、現在に至る。 ・平成29年4月に保健予防課及び本所・向島の両保健センターで担当していた検診受付を「すみだけんしんダイヤル」による電話受付に集約した。 ・令和5年12月から保健予防課で電子申請の受付を開始した。 ・令和7年度から健康推進課へ事業を移管した。					
議会質問 の 状 況						
そ の 他 特記事項						

予算・決算額推移（単位：千円）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
予算現額（令和7年度は当初予算）		12,873	8,221	8,176	8,175	8,796	8,189
A. 決算額（令和7年度は見込み）		6,072	6,738	5,142	5,249	6,785	8,189
財 源	国	1,714	897	738	697	1,057	913
	都	4,021	5,127	2,505	2,753	3,190	4,980
	その他	0	0	0	0	0	0
一般財源		337	714	1,899	1,799	2,538	2,296
執行率（％）		47.17％	81.96％	62.89％	64.21％	77.14％	100％
B. 人コスト		1,793	1,759	3,295	1,842	1,835	
総事業費（A+B）		7,865	8,497	8,437	7,091	8,620	
予算書P（令和7年度）		P185 1		執行実績報告書P（令和6年度）		P135-2	

主な予算・決算の内訳（単位：千円）					
令和５年度（決算）		令和６年度（決算）		令和７年度（当初予算）	
節	金額	節	金額	節	金額
委託料	5,142	委託料	6,574	委託料	7,913
役務費	107	役務費	175	役務費	207
		需用費	36	需用費	69
概 要		概 要		概 要	

事業の成果	手段に対する指標 (活動指標)	指標	各種イベントでの検診の周知				単位	回
		最終目標値	目標年度		基準年 (H28)	H29	H30	H31
		5	令和７年度	目標	—	3	3	3
				実績	—	3	3	3
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	4	4	4	5	5	5
		実績	2	1	1	3	2	
		指標の選定理由及び目標値の理由						
		区ホームページや広報誌、「すみだまつり」、「ピンクリボン・キャンペーン」等各種イベントで、肝炎ウイルスに関する知識と検診に関する周知を行い、検診受診者数の増加を図る。						
	目的に対する指標 (成果指標)	指標	肝炎ウイルス検診受診者数				単位	人
		最終目標値	目標年度		基準年 (H28)	H29	H30	H31
		675	令和７年度	目標	—	475	500	525
				実績	452	705	1,584	911
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	550	585	600	625	650	675
		実績	817	916	663	666	927	
		指標の選定理由及び目標値の理由						
		肝炎ウイルス検診受診者数を増し、陽性者を早期発見・早期治療に繋げるため、平成29年度よりコールセンター、令和5年度の12月から電子申請での受付を開始し、利便性の向上を図った。						

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	「すみだけんしんダイヤル」への受付の集約化や、特定健康診査等のお知らせに肝炎ウイルス検診の受診勧奨のチラシを同封したこと、更に電子申請を取り入れたことにより、受診者数が増加した。今後も事業のPRに努める。

課題・問題点
ウイルス性肝炎の総合対策には、①肝炎ウイルス検査の受検促進 ②陽性者の精密検査受診勧奨 ③フォローアップが必要であることから、令和元年度より、肝炎検査陽性者に対し、個別に区のフォローアップを受けるよう電話で勧奨する取組を開始したが、希望者が少なく効果的な重症化予防ができていない。